

(5) 資料収集方針

1. 理念

図書館は、すべての市民が、自らの趣味、教養や調査研究、あるいは余暇活動のために、各自の自由な意思に基づいて利用する生涯学習の場であるとともに、地域文化の発展と住みよい地域社会の形成に寄与する教育・文化・情報のための機関である。

2. 資料提供の対象と市の現状

資料提供の対象は、市民が中心である。したがって、資料収集に当たっては、市および市民の現状を十分に把握しておくことが大切である。

3. 収集の原則

(1) 市民の要望に基づいて収集する。

図書館は、基本的人権の一つとして、知る権利を持つ市民に、資料と施設を提供することを最も重要な任務とするため、資料の収集に当たっては、市民の要望に基づくことを第一の原則とする。

ただし、一部の要望だけでなく、広範な要望、潜在している要望、将来想定される要望も十分に考慮して収集する。

(2) 蔵書構成の中立性・公平性をめざす。

資料の選択に当たっては、図書館（員）が、資料自体の価値および市民の要望に基づき、責任を持って主体的に判断する。外部の圧力などによって資料選択が左右されてはならない。

大切なことは、個々の資料自体の中立性ではなく、収集範囲の不偏性をめざすということである。従って政治・思想・宗教などについての資料選択においても、その収集に消極的になるのではなく、できるだけ様々な立場や視点からの資料を選択・収集し、蔵書全体としての中立性・公平性をめざす。

4. 収集の方針

(1) あらゆる資料に対し、様々な偏見にとらわれることなく、公平に、自由に収集する。

(2) 対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

(3) 全分野にわたり、基本的な資料を中心に、幅広く収集する。

(4) あらゆる市民の要望が十分反映されるように努める。特に、一般的な図書館資料を利用しにくい障害のある人に対して考案、配慮された資料（大活字本。録音図書など）を積極的に収集する。また、市内在住の外国人への配慮をする。

(5) 著者の政治的・思想的・宗教的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。

(6) 図書館員の個人的な関心や好みによって選択しない。図書館の収集した資料が、どのような思想や主張を持っていようとも、それは図書館および図書館員が支持することを意味しない。資料の持つ思想や主張は、読者であるひとりひとりの市民の自由な思索と判断にゆだねられる。

- (7) 資料は、図書のほか雑誌などの逐次刊行物、パンフレット類、ビデオやCDなどの視聴覚資料など、多様な形態の資料を収集する。特に、市民の日常生活における重要な情報源となっている雑誌やマルチメディア関係の資料を積極的に収集する。
- (8) 特色ある蔵書構成とするために、下記の2点に留意する。
- ①「よしかわパートナーシップアクション22」（1995年3月策定）の実現に向けて、男女共生に関する資料は、積極的に収集する。
 - ②友好姉妹都市である米国オレゴン州レイクオスエゴ市に関する資料、友好提携村である岩手県室根村に関する資料は、積極的に収集する。
- (9) 視聴覚ライブラリー、中央公民館図書室からの資料要望にも応えられるよう、図書館システム全体として、各分野にわたり必要な資料を広範囲に収集する。
- (10) 市内各小・中・高等学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力する。
- (11) 新鮮な資料を豊富に収集するため、市民のリクエスト要求を尊重するとともに、新刊書への迅速な対応を図る。

5. 資料の選択方法

資料の選択は、図書館員の合議によって行い、その結果を尊重して図書館長が決定する。

6. 留意事項

収集方針に基づいて収集された図書館の特色は、長い年月をかけて形成されていくものである。

図書館がその時代の要請に応じていくためには、収集の考え方が絶えず吟味されていることが必要である。

そこで、この収集方針は、社会情勢や市民の趣向の変化に従い、必要に応じて修正を行う。

7. 適用期日

この方針は、平成9年9月30日から適用する。

この方針は、平成12年1月4日から適用する。